

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和六年十二月二十日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画大手町・丸の内・有楽町地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都千代田区丸の内二丁目、丸の内三丁目、有楽町一丁目及び有楽町二丁目
各地内

二 縦覧場所 千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課（千代田区役所五階）

三 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

四 意見書の提出先 東京都千代田区九段南一丁目二番一号

千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課